

「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」開催要領

1. 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）は平成10年に地球温暖化対策の推進を目的に制定された我が国の地球温暖化対策の中心的な役割を担う枠組みである。制定以来、その時々々の気候変動を巡る国内外の動向等を踏まえた累次の改正を通じて規定の充実が図られてきた。地球温暖化対策推進法附則第4条に「政府は、平成三十一年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見も踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、昨年度、「地球温暖化対策推進法施行状況検討会」を開催し、地球温暖化対策推進法の施行状況を点検し、検討を深める際の一視点を整理した。

今般、「地球温暖化対策推進法施行状況検討会」での議論の内容やその後の気候変動等を巡る国内外の環境変化も踏まえ、今後の地球温暖化対策に関する法制上の措置を始めとする制度的対応の在り方について検討することを目的として、「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、学識経験者・研究者からなる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 運営

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は検討会の議事運営にあたる。
- (3) 座長は、委員の中から、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長代理は、座長不在のときは、座長の職務を代理する。
- (5) 検討会は原則として公開する。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当ではない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (6) 公開した検討会の会議録は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、会議終了後1ヶ月以内を目途に、公開する。

4. 事務局

検討会の事務局は、環境省地球環境局地球温暖化対策課において行う。必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。